

定額減税セミナー & 個別相談会

今年6月1日から「1人あたり所得税3万円・住民税1万円」を差し引く、または給付するという定額減税がスタートしました。給与所得者、事業所得者、不動産所得者、年金所得者など対象者によって減税の方法が異なるので、経理をされる方はお困りではないでしょうか？

神岡商工会議所では、中小・小規模事業者のみなさんの為に定額減税の概要や疑問を解決する無料のセミナーと個別相談会を開催します！先着順のご予約制につき早めにお申込みくださいね！！

開催日時 2024年 **6月26日** 水

セミナー 14:00 ~ 15:00 (60分) **定員 20名**

相談会 15:00 ~ 16:00 (60分) **定員 4組**

※個別相談会はセミナー受講者のみ先着順の事前予約制 (15分×4組)

会場 神岡商工会議所 2階会議室

受講料 **無料** (会員・非会員問わず)

対象 中小・小規模事業者

講師 税理士法人 ひだパートナーズ
税理士 **加藤 光 氏**

要予約!
(先着順)

こんなお悩み解決します

定額減税って
自分に関係ある?
しなきゃダメなの?



??

個人事業主が
控除できるのは
確定申告の時?



給与や賞与では
なく年末調整で
清算できないの?



定額減税セミナー & 個別相談会 申込書

申込期限 2024年 **6月19日** 水 **FAX** 0578-82-5870

事業所名			
フリガナ		〒	
ご氏名		ご住所	
TEL		FAX	
相談会 希望時間	2024年 6月26日 水 ※相談会をご希望の場合はチェックを入れてください <input type="checkbox"/> 15:00~ <input type="checkbox"/> 15:15~ <input type="checkbox"/> 15:30~ <input type="checkbox"/> 15:45~		

【お問合せ先】 神岡商工会議所 TEL: 0578-82-1130 FAX: 0578-82-5870

※セミナー受講及び相談会へお申込みされる方は、上記申込書をFAXでお送りいただくか、神岡商工会議所へ直接お持ちください。
 ※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、事業記録作成のために利用することがあります。